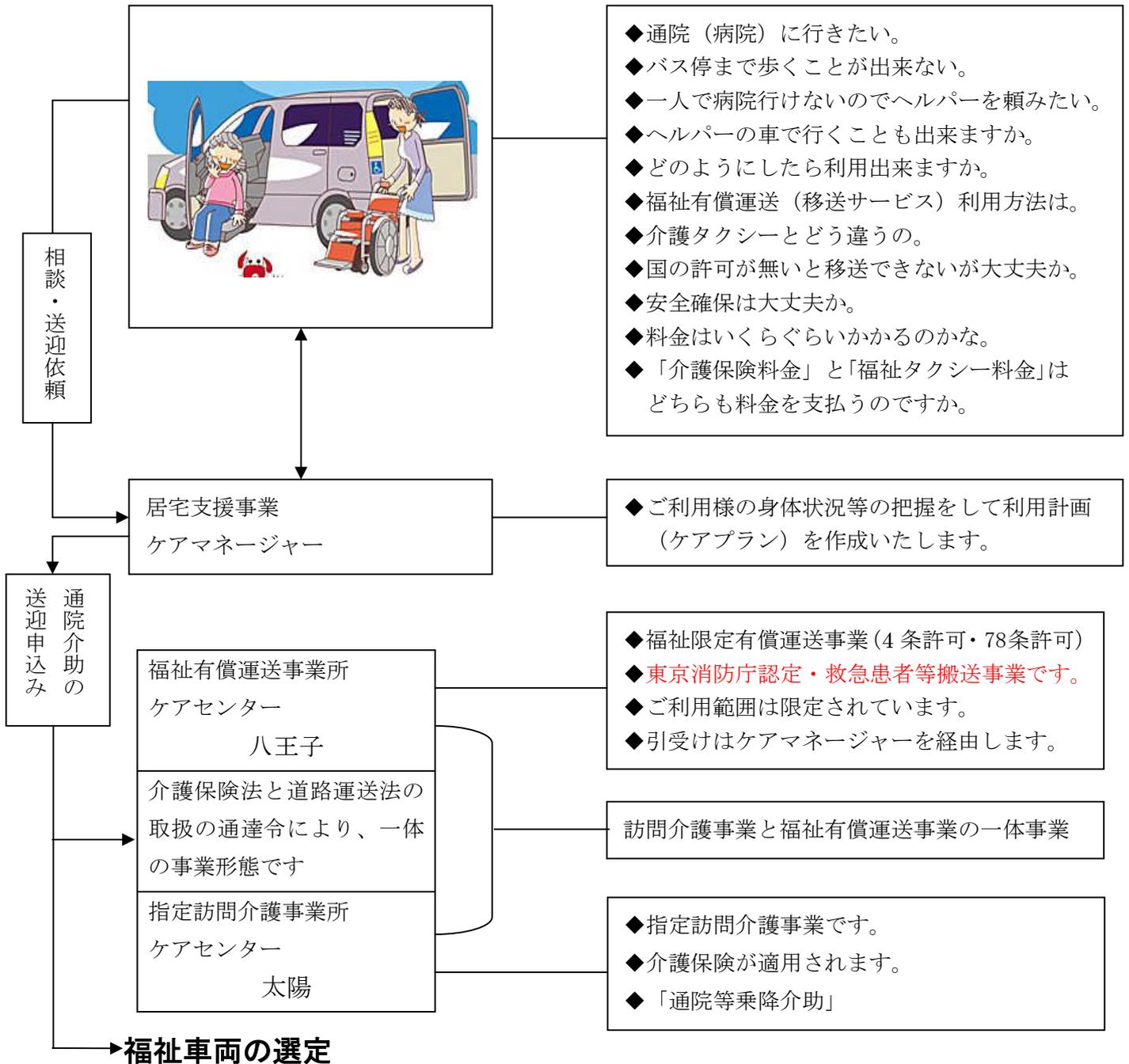


移送サービスご利用の手引き



- ◆通院（病院）に行きたい。
- ◆バス停まで歩くことが出来ない。
- ◆一人で病院行けないのでヘルパーを頼みたい。
- ◆ヘルパーの車で行くことも出来ますか。
- ◆どのようにしたら利用出来ますか。
- ◆福祉有償運送（移送サービス）利用方法は。
- ◆介護タクシーとどう違うの。
- ◆国の許可が無いと移送できないが大丈夫か。
- ◆安全確保は大丈夫か。
- ◆料金はいくらぐらいかかるのかな。
- ◆「介護保険料金」と「福祉タクシー料金」はどちらも料金を支払うのですか。

◆ご利用様の身体状況等の把握をして利用計画（ケアプラン）を作成いたします。

- ◆福祉限定有償運送事業（4条許可・78条許可）
- ◆**東京消防庁認定・救急患者等搬送事業です。**
- ◆ご利用範囲は限定されています。
- ◆引受けはケアマネージャーを経由します。

訪問介護事業と福祉有償運送事業の一体事業

- ◆指定訪問介護事業です。
- ◆介護保険が適用されます。
- ◆「通院等乗降介助」

- 車椅子のまま乗車（福祉車両）
 - セダン（普通乗用車）もご利用になれます。
- ♡ご利用の方の負担も和らげます。

- 今まで一人歩きが不安で家に閉じこもりがちだった高齢者の方や障害をお持ちの方に、運転支援員兼ヘルパーがお手伝いして、安全・安心・快適に外出いただくサービスです。
- 高齢者や障害者等のための介護技術を習得し、特別な研修や講習を受けた支援専門員が外出のお手伝いをするサービスです。
- ケアマネージャーからの要望・ご利用になる方の身体状況や介護・介助方法のご希望、ご自宅から外出先までの利用内容等のプランに則した最適な車両をご用意いたします。
- 福祉車両のご乗車がお決まりになり、介護保険（通院乗降介助）をご利用になられる場合は、ケアマネージャーさんに依頼してください。

※有償のご利用料金については、「運行料金」ページをご覧ください。